5 人権教育・啓発リーフレット

~ 能本県教育委員会ホームページよりダウンロードできます~ 配付の希望があれば、下記までお問い合わせください。 【お問い合わせ先】熊本県教育庁人権同和教育課 096-333-2702

気づく・考える・行動する

見つけていますか。 人権を尊重する。 保護者として 聞いていますか。子どもの思いや意見も

出していますか。自分の意見を 考えていますか。

できますか。 考えることが 考えることが いませんか。 こだわって

権尊重のまちづ できること 多様な研修で学び合う。 員として ば の人権意識を高める。 人の人間として

地域の一

(熊本県庁新館2階)

県の人権教育・啓発の拠点として「熊本県人権教育· 啓発基本計画」に基づき、様々な人権問題の解決に向け て、人権意識を高めるための活動に取り組んでいます。

○主な活動

広報・啓発、人材育成、情報提供、相談など

2096-333-2299

熊本県人権センター

参加体験型学習の進め方の例

アイスブレーキング(知り合う)

人間関係づくり 仲間づくり



中心活動(アクティビティ)



適用すること





一般化すること



「体験的な学習」に関する学習サイクル



まとめ (ふりかえる)

気づき 感想

参加体験型学習の場 設定例

- 認定こども園・幼稚園・保育所等、小学 校、中学校、高等学校、特別支援学校に おける保護者会、PTA研修等
- 市町村における人権に関する研修会、学 級・講座等

かな社会を目指 ん権尊重のまちづく



熊本県教育委員会

自己実現と幸福追求が満たされる 「人権尊重のまち」を築き上げていきましょう

あなたの力が必要です そんな社会をつくるために



差別のない、明るい社会をつくりましょう。

〒862-8609(教育庁専用郵便番号) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL: 096-333-2702 FAX: 096-387-1455

見 行 官:熊本県教育委員会 所 第二人権同取教育課 州行司後:平成27年度

出身や門地、性や年齢の違い、 障がいの有無や貧富の差に関係なく、すべての人の人権と 基本的自由が尊重され、その 個性を全面的に開花させることを目指します。

これからの人生を二人で築き合う。

結婚

自分の能力や適性を 社会に生かす。









成年期以降(学校卒業後~)

人権への配慮がその態度や行動に現れるように人権感覚を磨きます。

障害のある人もない人も 共に生きる 熊本づくり条例

摩がいのある人に対する不利益な 取扱いや、摩がいのある人の社会参 加を防げる社会的降壁を除去するた めの必要かつ合理的な配慮に関する 問題を、相談活動を通じて解消し、 すべての県民が互いに支え合い、摩 がいの有無にかかわらず安心して暮 らすことができる共生社会の実現を 目指しています。

(平成23年7月公布)

熊本県部落差別事象の発生の防止 及び調査の規制に関する条例

要し合い、将来を誓った二人が、ある日突然引き裂かれたら…

学校を卒業し、これから自分の力で新しい生活 を始めようと希望に胸をふくらませていた若者が 試費の機会が奪われたら…

絶対許されないことですが、結婚相手や就職 希望者の居住地・出身地が同和地区(歴史的理 由により生活環境等の安定向上が相害されている 地域:本条例第1条)であるかどうかを調べる事 例が起こっています。

私たちみんなの力で、部落差別につながる調査行為などの発生を防ぎ、差別のない明るい社会を築かなければなりません。

(平成7年3月公布)

青少年期(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)

人権尊重に対する豊かな感性や、主体的に問題解決に



幼児期(出生~小学校入学)

人やもの、自然とのぶれあいや様々な遊びを 通して、人権を大切にする心を育てます。



熊本県いじめ防止基本方針

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来 の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「い じめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、 関係機関とも密接に連携を認ることが必要です。なお、ここで言う「いじめに負けない」 という表現は、いじめ心(人をいじめたい気持ち)やいじめへの不安感(いじめられ たらどうしようという気持ち)等を売組し、いじめを決して許さず、果り組えようと する心を高め合うことの大切さを述べたものです。

> (平成 25 年 12 月策定、平成 28 年 2 月改定) ※一部抜粋「いじめの助止等に関する基本的考え方」

くまもと家庭教育支援条例

各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚 し、その役務を認識するとともに、家庭を取り 巻く学校等、地域、事業者、行政その他無民み なで家庭教育を支えていくことが必要です。 子どもたちの集やかな成長に裏びを実感でき る所本の実現を目指し、この条例を制定しまし

(平成 24 年 12 月公布)

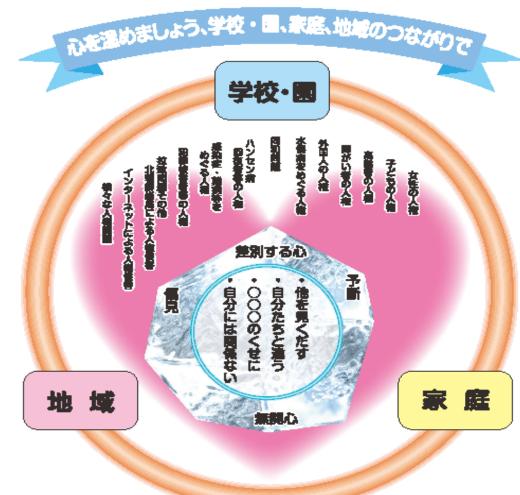
熊本県子ども輝き条例

子どもは地域の宝であり、私たちの 未来です。すべての子どもが健やかに 育つことは、私たちの酸いです。 現成みんなで子どもの育ちを支え、 すべての子どもが、いつも生き生きと 舞く熊本の実現を目指し、この条例を 報定しました。

(平成 19年 10 月公布)

自分の心を見つめてみませんか?

〜私たちの身の回りにある様々な人権問題について〜



につながる「心」です。それぞれの角張った部分を削り取る努力は、とても大切なことです。しかし、角張っ た部分を削り取ることだけでは、根本的には問題は解決しないのです。 人権侵害につながる冷たい「心」を氷に例えてみました。氷の角張った部分は、人権問題の一つ一つの現象

分には関係ない」などの意識が影響を与えています。 様々な人権問題の現象には、氷の頃の中様にある「他を見くだす」、「自分だちと違う」、「〇〇〇のくせに」、「自

など他の人を大切にする「心」の進度を上げることが大切です。 この氷の塊を敷かすためには、自分を大切にするとともに、人と人とのつながりの無や漏もりを実態する

を育て、人権無機を高めていくことです。 心の湿度を上げるということは、毎日の生活の中で、人としての在り方や生き方を学びながら、豊かな心

そのような学びを通して、関和問題をはじめとする様々な人物問題を禁決していく取組が人物収育・基務です。